

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和6年10月25日 盛岡地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第5号
対象土地	下閉伊郡岩泉町釜津田字大板屋56番 下閉伊郡岩泉町釜津田字大板屋7番1